



いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月

岐阜県加茂郡白川町立白川中学校

はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。いじめられている生徒がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている生徒にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要がある。

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画投稿など、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。

こうした中、今一度、全職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

このため、本校では平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」について、目的、定義、基本理念、学校及び教職員の責務等について理解するための職員研修を実施した。また、既存の「生徒指導対応マニュアル」を基に、いじめの早期発見・早期対応に加えていじめの未然防止について基本的な認識や考え方を示し、いじめ問題を学校全体として正しく理解するために「白川中学校いじめ基本方針」として作成した。

学級担任をはじめ、本校の教職員一人一人がまずは熟読するとともに、学校において校内研修を実施するなど積極的な活用を図り、全教育活動を通じて「自分や仲間のよさを見つける」心を育むことによって、すべての生徒が生き生きとした学校生活を過ごし、誰もが安心して過ごせる環境を築いていけるものとする。

（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的方針」「学校いじめ防止基本方針参考資料」を参考に作成）

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して未然防止、早期発見・早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

(1) いじめとは

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の

人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」（インターネットを通じて行われるものを含む）とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【参考：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」】

(2) いじめの基本認識

生徒は、人と人のとのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、生徒は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび生徒の生活の場に他者を排除するような雰囲気や形成されれば、その場は生徒の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因にもなりかねない。生徒にとっていじめはその健やかな成長への障害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識を次のとおり示す。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑法法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。

いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) いじめの基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受け

る権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(4)いじめの禁止

生徒はいじめを行ってはならない。

(5)学校及び職員の責務

学校及び学校の教職員は、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、その他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(6)保護者の責務

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、当該生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。

保護者は、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該生徒をいじめから保護する。

保護者は、学校等が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1)基本施策

①学校におけるいじめの未然防止

(ア) 生徒や学級の様子を知るために

◇教育相談週間の実施

年間3回、学級担任が全生徒と懇談を行う。実施時期については別に定める。

◇生徒に寄り添うことによる信頼関係づくり

部活動、朝・帰りの会、給食、昼休み、掃除等において、常に生徒に寄り添い、生徒の変化を見逃さないよう努める。また、生徒との信頼関係づくりに努める。

◇生徒指導交流の実施

原則として週1回、生徒指導に関わる情報交流を行う。実施日については別に定める。

(イ) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

◇生徒のまなざしと信頼

「教師は生徒の良きモデルである」ということを自覚し生徒から慕われ、信頼されるように努める。

◇心の通い合う職員の協力体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、職員の共通理解・共通行動が不可欠である。互いに学級経営や授業、生徒指導について「尋ねたり」「相談したり」気軽に話せる雰囲気づくりに努めるとともに、学年の枠を超えて全職員で生徒に関わっていく職員体制で取り組む。

◇どの生徒も安心して過ごせる学級づくり・学びやすい授業づくり

習熟のための活動と学び合う活動のバランスを重視し、教師が教える内容と生徒が考える内容を明確にして、学習過程を工夫・改善する。特に「ユニバーサルデザインの授業づくり」に焦点を当て実践する。

「発達障がいの傾向がある生徒を意識した授業づくりは、その傾向がない生徒にもよい支援である。」ということを共通理解し、どの生徒も「分かった」「できた」と実感できる授業づくりに努める。

(ウ) 強い意志・思いやり・生命尊重の心を育てるために

◇道徳教育の充実

学校の教育活動全体を通じて、強い意志、思いやりの心、生命尊重の心を育てるよう努める。

道徳の時間においては、事前に生徒の実態に即した題材や資料等の検討を行い、授業の充実に努める。また、授業後の板書を写真に残すなどして、その後の指導改善に努める。

◇人権集会の実施

自分の学級が安心して過ごせる学級かを生徒自らが振り返り、思いやりをもって

生活できる学級・学校づくりの意識を高めるために生徒会が主体となった活動を行う。実施日については、別に定める。

(工) 保護者や地域住民その他の関係者との連携を図るために

◇定期的な懇談会の実施

授業参観後の学級懇談会、学年懇談会や民生委員・学校評議員との懇談を定期的に行い、家庭や地域での生徒の様子を把握する。また、日頃からいじめ等に関する情報を把握しやすい関係づくりに努める。

◇学校通信・学級通信での情報発信

学校生活での様子や行事予定など学校の様子を家庭・地域へ積極的に発信していく。また、いじめへの取組等について保護者や地域の方に呼びかけていくことに努める。

(オ) 人とふれあう喜びを味わう体験学習

◇ふるさと白川をこよなく愛する心情を育てる

総合的な学習の時間において、地域の方とふれあう体験学習を意図的・計画的に実施する。

◇学級や学校への所属感を高める

学校行事や生徒会活動において、目標をもって仲間と協力して活動を工夫する学習を、意図的・計画的に実施する。

②いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめを早期発見するために、生徒に対する定期的な調査を実施する。

◇生活アンケートの実施

年間3回実施し、記述内容に応じて事実確認等を行う。実施時期については別に定める。

◇教育相談週間の実施

年間3回実施し、学級担任が全生徒と懇談を行う。生活アンケートと同時期に実施することで懇談の参考とする。実施時期については別に定める。

(イ) 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように、次のとおり相談体制の整備を行う。

◇スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーとの懇談について生徒及び保護者に周知するとともに、依頼

があればスクールカウンセラーとの相談を迅速に設定・実施する。

また、スクールカウンセラーは、各学級の授業の様子を参観し、教職員と生徒の情報交流等を行う。

◇教育相談関係者会議の実施

毎週1回、次のメンバーで実施し、生徒の情報交流やその後の教育相談の方向について協議を行う。実施日については別に定める。

(教育相談担当(主幹教諭)、スクールカウンセラー、相談員、特別支援学級担任、養護教諭)

◇主任会の実施

毎週1回、次のメンバーで実施し、教育相談関係者会議での情報を共有するとともに、その後の指導の方向について協議を行う。実施日については別に定める。

(校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任)

(ウ) いじめ防止に関する教職員の資質向上を図る

◇校内での研修の実施

職員会議や生徒指導交流において、研修を行う。職員会議における研修計画については、別に定める。

③インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

(ア) 未然防止のために

◇インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについての最新の動向を把握し、情報モラルの指導に努める。

◇生徒対象、保護者対象の情報モラルに関わる講話を実施する。

◇家庭での指導が不可欠であることから家庭において生徒を危険から守るためのルールづくりなど家庭での指導について、保護者に対して協力を依頼していく。

(2)いじめ防止等に関する措置

①組織の設置

(ア) いじめ防止等の対策のための組織「いじめ未然防止・対策委員会」の設置

◇いじめ未然防止・対策委員会を設置しその委員会を中心として、教職員全員で共通理

解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行っていく必要がある。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

(イ) 「いじめ未然防止・対策委員会」の構成員

◇構成員は次のとおりである。

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、白川町教育委員会（教育委員会担当者）

(ウ) 活動内容

- ◇いじめ早期発見に関すること
- ◇いじめ防止に関すること
- ◇いじめ事案に対する対応に関すること
- ◇いじめが心身に及ぼす影響やいじめの問題に関する生徒理解を深めること。

(エ) 開催について

- ◇定例の「いじめ未然防止・対策委員会」は学期に1回開催する。実施日については、別に定める。
- ◇いじめの事案発生時は緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。
- ◇いじめ未然防止・対策委員会での内容や事案に応じての対応については臨時の職員会議において報告し共通理解を図り、周知徹底させる。

②いじめに対する措置

(ア) いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- ◇いじめられていると相談にきた生徒やいじめの情報を伝えにきた生徒から話を聴く場合は、場所、時間等に慎重な配慮を行う。事案確認はいじめられている生徒といじている生徒を別の場所で行う。
- ◇状況に応じて、いじめられている生徒、情報を伝えた生徒を徹底して守るため登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても対応する。

(イ) 事実確認と情報の共有

- ◇いじめに関わる相談を受けた場合やいじめに関わる情報を得た場合には速やかに事実の確認を行う。

◇短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の職員で対応し管理職の指示のもとに職員間の連携と情報共有を随時行う。

◇いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

◇犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会、加茂警察署等と連携して対処する。

(ウ) いじめた生徒に対して

◇いじめの事案が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(エ) いじめを受けた生徒に対して

◇いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

(3)生命又は心身の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ◇速やかに教育委員会に報告する。
- ◇教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ◇上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ◇上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4)学校評価における留意事項

いじめを隠ぺいせずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ◇いじめの早期発見のための取組に関すること。
- ◇いじめの再発を防止するための取組に関すること。